

「公職選挙法施行令の一部を改正する政令（案）等」に対する意見募集の結果及び意見に対する考え方
（令和2年8月6日～令和2年9月4日意見募集）

No.	意見申出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	<p>本政令案において、町村議会議員の選挙の一部無効再選挙における選挙運動用ビラの頒布可能枚数は、一律600枚とすることとされています。</p> <p>町村の人口規模は様々であることから、選挙人の人数に応じて頒布可能枚数を定めることとすべきではないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">（ほか同旨1名）</p>	<p>他の地方選挙の一部無効再選挙における選挙運動用ビラの頒布可能枚数との均衡を考慮し、町村議会議員の選挙の一部無効再選挙における選挙運動用ビラの頒布可能枚数は、600枚としたところです。</p> <p>なお、通常の（一部無効再選挙でない）町村議会議員の選挙における選挙運動用ビラの頒布可能枚数は、各党各会派の議論により、1,600枚とされています。</p>	無

【意見提出者 2名】